

第1回岡山県耐火物製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年9月5日（火）午後1時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|------------|-----------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
國 光 類 |
| 労働者代表委員 | 淺 山 里 奈
足 岡 竜 也
今 井 輝 |
| 使用者代表委員 | 高 木 聡
津 田 宏 幸
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 工 藤 俊 平 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 宮 川 晋 太 郎 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第 1 回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第 1 回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間司会進行を事務局で務めます。

初めに定足数について報告いたします。

本日は公益委員の益田委員が御欠席ですが、他の委員 8 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は令和 5 年度 1 回目の専門部会の開催となります。冒頭、工藤労働基準部長から挨拶を申し上げます。

工藤部長

労働基準部長の工藤でございます。9 月に入りましたけれども、残暑が厳しい中、本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今年度も昨年に引き続きまして、特定最低賃金 7 業種の改定の必要性審議から専門部会を設置し、関係労使の協議で議論を行っていただくこととなりました。

8 月 23 日の第 504 回最低賃金審議会において、岡山県最低賃金が、10 月 1 日から既に 40 円引き上げられ、時間額 932 円とすることが妥当との答申がなされたところでございます。

特定最低賃金の審議につきましては、各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われるという特性、あるいは、全会一致の原則があるのは皆様も御承知のとおりかと思えます。本日から始まります特定最低賃金の専門部会においては、先ほど申し上げた地域別最低賃金の上昇幅が委員の皆様の主張にどのように影響を及ぼすのか事務局としても議論の方向性に最大の関

心を持って注視してまいりたいと考えています。

また、依然として国内外の経済情勢、とりわけ慢性的な人手不足、物価上昇、戦争の長期化、原材料価格の高騰、エネルギー価格の上昇、インバウンドの見通しなど、様々な問題等々を考えますと予断を許さない状況であると事務局としても認識しているところでございます。県内の実情を踏まえまして、本年度の丁寧かつ真摯な御議論をお願い申し上げて、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

宮川指導官

それでは室長、よろしく申し上げます。

三村室長

賃金室長の三村でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長、部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理につきましては最低賃金法において公益委員の内から選出することとされておりますが、これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は片山委員に、部会長代理は本日御欠席ですが益田委員をお願いすることになっております。御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長

御了承いただき、ありがとうございます。
以降の議事につきましては、片山部会長にお願いいたします。

片山部会長

部会長を仰せつかりました片山です。よろしくお願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。

特定最低賃金については労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の御理解、御協力をお願いいたします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

三村室長

必要性の審議ですが、8月30日に一般機械、本日午前中に電

機が必要性ありということで答申をいただいております。

片山部会長

次に議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する。」ものとされていますので、部会長である私と、労側は浅山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いいたします。

次に、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず、付議事項(2)につきましては、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「(3) 本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし時間を取りたいと思っています。御発言については労使それぞれ5分程度でお願いしたいと思います。御協力をよろしくお願いします。

本日の最終的な終了予定時刻は、15時頃を予定しております。

それでは、付議事項(2)に入らせていただきます。付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

資料No.2と机上配付しております特定最低賃金審議に向けたフロー図を御覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月4日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。これが資料No.2-①の諮問文となります。その後、7月31日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりました。そのため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加え、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②です。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の公示期間を経た後に金額審議の専門部会を開催することになります。

また、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日

本審に報告し、審議終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで本審を開催せず、専門部会の決議を本審の答申とすることが合意されています。今の流れをフロー図にまとめております。7月4日の本審の後に7月31日の第503回本審を開き、専門部会で審議をすることが決まりました。その後で委員の公示を行いまして、委員の任命をしております。

それから、もう1枚「令和4年度特賃審議経過および結果一覧表」を机上配付しておりますので参考にしてください。以上です。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん何かございますか。

(特になし)

片山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回専門部会は公開として開催していますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。

次に、付議事項(3)の「資料の説明について」、事務局からお願いします。

宮川指導官

それでは、私から、耐火物製造業における最低賃金基礎調査結果について説明いたします。

説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、

特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、耐火物製造業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者は除いております。

調査対象となる賃金は、令和5年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、

集計調査事業所数は、 32社

集計調査労働者数は、 501人（調査の実数）

この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は、792人となっております。

以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。次の2ページを御覧ください。

Ⅱ「現行の最低賃金未満率」ですが、現行の954円を基準として、

未満率は

男性 0.5%

女性 2.3%

男女合計 0.4%

となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、

月平均賃金額 288,115円

時間当たり平均賃金額 1,781円

第1・20分位数 1,131円

第1・10分位数 1,220円

第1・4分位数	1,428 円
中位数	1,709 円

となっております、カッコ内が前年度の数字となっております。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しています。3 ページの現状の耐火物の特定最低賃金額 954 円を見ていただきますと、954 円の階級までに3人が属していることとなります。

3～5 ページが階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、7～9 ページには男女別・年齢別に区分した総括表となっております。

賃金階層につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い 944 円からプラス 50 円の 1,004 円までが 1 円刻みとなっており、それ以降は 10 円刻み、100 円刻みとなっております。

次に 11 ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円、100 円刻みにしてグラフ化したものです。

13 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えば 954 円から 1,000 円まで引き上げると影響率は 0.63%の影響率となります。

以上が基礎調査結果の説明となります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃と特定最低賃金を比較した表となっております。県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 24 年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 4 年度の耐火物製造業の特定最賃は 954 円で、優位率は 107%となっております。

また、その次のページの表は、耐火物特定最賃と県最賃の金額、引上げ額などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

三村室長

続きまして、私からは資料No.3 以降について説明させていた

できます。

まず、資料No.3ですが、これは、日本銀行岡山支店が本年8月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかな回復を続けている」とあります。

また、最終需要を見ると、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、サービス分野を中心に緩やかに増加している。設備投資は、企業の業況感が改善するもとの増加している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

「県内主要製造業の生産は、弱めの動きが続いている」、

「雇用・所得環境を見ると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

次ページは、岡山県の主要経済指標を付けております。

設備投資欄の設備投資額において、全産業は、2022年度実績は増加、2023年度計画も増加傾向にあります。

次に資料No.4、令和5年7月26日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断は7月判断として「緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月判断の「持ち直している」に比較し、上向き判断となっています。

各項目の判断としては、本年4月と比較し、「個人消費」と「企業の景況感」は、上向き、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」、「企業収益」などは、横ばいの状況です。

【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「■生産活動」においては、「足踏みの状況にある」とされています。

次のページ、「■企業の景況感」においては、「『上昇』超えに転じている」とされており、「翌期は『上昇』超幅が拡大する見通し」とあります。

また、次ページ以降本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。業種ごとにグラフ化したものが表示されております。

次に、資料No.5です。

岡山県総合政策局が発表した、令和5年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

見出しにあるように、「令和5年6月の鉱工業生産指数は、対前月比2.5%減の87.4で2か月連続の下降となっております。「在庫は上昇、生産、出荷は低下した」とあります。

次の1ページに「1概況」があります。また、「2上昇・低下に寄与した主な業種」において、(3)在庫の「低下」欄に、関連業種の「窯業・土石製品工業」が挙がっております。

2ページには、「3.生産増減に占める業種別割合」、業種別にグラフ化されたものが計上されております。3ページから「4.生産の業種別動向」(1)主要業種の生産動向が計上されております。原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。8月29日に、岡山労働局職業安定課が発表した「雇用情勢」です。

7月の有効求人倍率は1.54倍となり、前月と比べ0.03ポイント下降しています。

7月の新規求人数は、対前年同月比で4.6%減となり、2か月連続で減少しています。

6ページには、「産業別・規模別新規求人状況」があります。

Eの製造業を見ますと、「7月は、前年同月比8.1%減」となっており、その下段、(21)窯業・土石製品は、前年同月比プラスマイナス0となっております。

参考指標としていただければと思います。以上です。

片山部会長

ただ今の資料説明につきまして、質問等ございませんか。

今井委員

資料No.7の2ページの未満率について質問させてください。男性は昨年0%から今年0.5%、女性は昨年3.7%から今年は2.3%となっていて、男女合計で0.4%となっています。これについてもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

男性については昨年0%だったのに今年は0.5%と増えている状況です。実際にこの男性の方が耐火物製造業におられたのか、それとも適用除外の方が紛れたのか。その辺のところを知りたいのですが。

宮川指導官

調査結果がそういうふうになっているとしか申し上げられな

いのですが、中身の分析といたしますか、こういう理由で増えたといった分析は正直なところでできていません。

今井委員

逆に、女性の方が 3.7%から 2.3%に下がっているのですが、これも事業所がしっかりと賃金改定に対応されて、その結果、下がったという認識でいいのでしょうか。

何が言いたいかといいますと、今まで耐火物の特賃は地域別最低賃金と結構開きがあったのですが、ここ数年は他業種と比べて引上げ率、引上げ額も低くなっています。それは地域別最低賃金との差を埋めていっているためであって、ここ3年ぐらい、令和2年辺りから優位率が下がってきています。労側としては妥協しているのですが、先ほどの未満率が増えている状況を見ると0%をキープしてほしいという思いがあります。

一方で、女性は未満率が下がっているので、そういった取組がなされているものと認識しています。そういう考えを元に審議をさせていただいていたということです。

工藤部長

補足になりますが、総括表を細かく見ていくと、男性の計は660名で女性の計は131名です。統計上の就労の数字で、男女に差があるということと、女性の分布を見てみますと943円からまんべんなく労働人口の分布がありますが、男性は1,000円以上から該当者がいらっしゃるので、どうしても偏りがあると思います。

もちろん、耐火物業界に女性で就労している方がどのくらい増えてきているのかは分かりませんが、女性の進出が増えているために賃金改定がなされているのか、逆に上げているところで女性が増えているということも見解としてはあるかもしれません。

男性については地域別最低賃金との差が縮まってくることによって、業界全体では賃上げが昨年度よりなされているとはいえ、なかなか上がらなかった人がたまたま統計上に出てきたことで0だったところから未満率が上がったということもあろうかと思います。その数値の多少の差というか、男女の就労差から始まり、数字に出てくるところはありますが、懸念されているところは事務局としてもしっかり理解していますので、これをベースに今後の議論に御利用いただければと思っています。

今井委員

男性が統計上出てくるのは1,000円ぐらいからですか。

工藤部長 総括表を見ると、男性が統計上数字で表れるのが 1,000 円の層からです。

今井委員 ありがとうございます。

國光委員 ちょっと確認したいのですが、資料No.7の3ページで、年齢別の未満率の状況を見ますと、60歳代前半の未満率が高めに出ています。60歳定年で、一旦退職した後に再雇用という方が増えているとは思いますが、退職とともに職位が一度なくなって、単純労働として継続雇用している場合は特定最低賃金の対象とはならないという理解なのですが、統計上はそういった仕事の内容をどのように識別しているのでしょうか。恐らく働いている人が何歳で、いくら支払っていることまでは分かると思うのですが、仕事の中身までは識別されていないと思います。実際に退職後にそれまで培ったスキルを活かすような仕事を継続されているのかどうか、それとも書類の整理だとか清掃だとか単純労働にシフトしているのか、それによって未満率の位置づけが変わると思うのですが、資料の取り方はどうなっているのでしょうか。

宮川指導官 基本的にこちらに挙がっている方々については特定最低賃金の適用になる方なので、今おっしゃったような清掃の方は特定最低賃金から除外されます。そういう方は統計上除外させていただいています。調査票の中に事務であるとか、作業員であるとか職務の内容を記入する欄がありますので、そこは確認して除外した上での統計となっています。結論としてはこちらで挙げている数字というのは、特定最低賃金の適用の方ということです。

片山部会長 ほかに何かありませんか。

(特になし)

片山部会長 では、ただ今から休憩に入りたいと思います。
この間を利用して労使の打合せ時間とします。再開後、労使双方から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお願いしたいと思います。時間としては15分ぐらいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

では、1時55分から再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

片山部会長

では、再開いたしますが、事務局から先ほどの件で説明をお願いします。

工藤部長

先ほど今井委員からお話のあった未満率の話なのですが、事務局の中でも精査が必要ということで、次回以降に正確なところを確認して回答したいと思います。

資料を改めてみますと、まず、総括表が復元母集団、要は実集団から数式を元に復元した形の数になります。確かに男性の総括表を見てみますと、1,000円から該当者が出てきていますので、理論上954円を下回る未満率というのが出てくるのは不自然であります。

ただ、そうはいつでも復元の数式上、例えばどこかに異常値というか、954円未満の人が1人いて、それを拾い忘れていたのか、あるいは、数式を変えて集計したとすると、どこかにぼつりと出てくるとか、事務局の入力漏れなのか、母数が32社なので確認ができると思うので、金額審議に入る前に次回以降精査し、報告させていただきたいと思っています。

御指摘いただきありがとうございます。

今井委員

もう1つよろしいでしょうか。

今、32社とおっしゃったのですが、労側からすると、どこにどういう会社があるかというところが不明なので、対象企業がどこなのかを知りたいのですが、教えていただくことは難しいのでしょうか。

宮川指導官

個別企業の名前をお伝えするのは難しいです。基本的に調査対象事業所の個別の名前を審議会の場合とはいえ申し上げることは難しいです。対外には絶対に明らかにできないのですが、この場でこういう会社ですということを一覧で示すということは望ましくありませんし、難しいです。

今井委員 製造業になっているので、原料メーカーとかそういうところではないですね。

宮川指導官 そうですね。そういうところではないです。耐火物製造業というセンサス上の業種の事業所を対象としています。

片山部会長 よろしいでしょうか。
それでは、付議事項「(4)の特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入ることとします。
まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。
お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。
それでは、労側の代表の方、お願いします。

足岡委員 御承知のとおり、耐火物業界は、賃金を始めとした労働条件全般にわたって依然として世間水準と格差がある状況です。まずはその格差を是正していかなければならないと考えています。
また、優秀な人材の確保や、そもそもの人材確保、また、人材の流出に歯止めをかけることが困難な状況であると認識しています。
業界の労働事情は、年々技術の継承すら懸念される状況にあります。そもそも耐火物がなければ鉄は作れませんし、自動車も船舶も作れない状況です。基幹産業の根本を支えているということは皆さんも認識されていると思っています。
先ほど高齢者の話もありましたが、耐火物業界の将来を考えると、技術を持ったベテランの方に頼っているところが非常に大きく、これから若手に伝承していくことに力を入れていくためにも、賃金についてしっかりと審議させていただきたいと考えています。

今井委員 賃金改定については必要性ありということで、賃金動向については金額審議に移ってから説明させていただこうと思っています。よろしくお願いします。以上です。

片山部会長 補足はありませんか。

(特になし)

片山部会長 結論としては必要性ありということですね。

足岡委員 はい。

片山部会長 続いて使側からお願いします。

津田委員 それでは、使側から申し上げたいと思います。
使側としては昨年と変わらないスタンスで考えています。
業界を取り巻く環境につきましては、引き続き厳しい環境が続いていまして、政府からの経済見通しとして、「景気は緩やかに好転する」とか非常に明るい話題が年始には入ってきていたのですが、ふたを開けてみますと、我々の最大ユーザーである鉄鋼業界は生産量が伸び悩んでいますし、むしろ生産集約ということで拠点統合といった形で市場規模が徐々に縮小傾向に働いている状況です。

一方で、世界情勢的には先行きが不透明ですし、物価高や原料価格が高止まっている状況です。それに加えて円安が非常に進んでいますので、企業にとっては最悪の環境です。

そういった中で、いかにこの業界を盛り上げていくかということでは、やはり人材を確保していかなければならないと思っていますので、そういう点からは改定の必要性はありと考えています。

ただ、他業種と比べて我々の業界を取り巻く環境というのは非常に厳しいところがありますので、内容につきましては慎重な審議をしていただければありがたいと思っています。

片山部会長 補足で何かありますか。

高木委員 鉄鋼業界の生産量は、前年、令和4年と比べると8.1%減ということで、それに伴って耐火物業界も同じように減ってきています。

また、ロシアによるウクライナ侵攻が長期間に及び、原料高やガスや水道料金などのエネルギー価格が高止まりとなっています。原料価格の売上げに占める割合が高くなっていることから、コスト削減と効率化を進めているのですが、かなり厳しい状況です。

雇用関係は年々厳しくなってきていまして、来年度の新卒採用に関しては、高校などを訪問しているのですが、今年はかなり厳しくてなかなか人が集まってきません。雇用状態自体も厳

しくなっています。中途採用もかなり厳しいので、そういうことから考えますと、やはり賃上げは必要だと考えています。ただし、いろんなことを考えた上で慎重に対応する必要があると思っています。以上です。

片山部会長

金額審議についてはお互いに言い分があって慎重な審議が必要ということですが、結論として、労使双方から改定の必要性はありということによろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

耐火物製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、双方から必要性ありとのお話をいただき、結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あて報告したいと思います。事務局で報告文（案）の準備をしてください。

(事務局、報告文（案）を各委員に配付)

片山部会長

では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

三村室長

それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）読み上げ)

片山部会長

(案) のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

本年7月31日の第503回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされており、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局、答申文（案）を各委員に配付)

片山部会長

では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

三村室長

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

片山部会長

(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第23号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

三村室長

答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

工藤部長

ただ今、部会長より答申をいただきました。

地賃に引き続きまして、本特定最低賃金専門部会でも全会一致で必要性ありとの結論をいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

今後の賃金額の審議が円滑に進みますよう事務局としても丁寧な運営を進めてまいりたいと考えております。引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

片山部会長

お忙しい中、皆様の熱心な審議をいただきまして答申することができました。

本日の審議はここまでとし、次回は労使より金額提示をいただきたいと思えます。

次に、付議事項「(5)今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を3週間とさせていただきますので、9月26日火曜日となります。

今後の審議日程につきましては、第2回を10月4日水曜日15時から予定しております。改めて委員の皆様には通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。次回の専門部会

は最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会となります。以上です。

片山部会長 次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長 本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、ホームページにこれを公開させていただきます。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長 議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いします。
ほかに委員の皆さんから何かございませんか。

(特になし)

片山部会長 それでは、これをもちまして、第1回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦労様でした。